

川俣町地域包括支援センター

介護予防ケアマネジメント・介護予防支援に関する重要事項説明書

兼介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援に関する契約書

様（以下「利用者」という。）と「川俣町地域包括支援センター」（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい重要事項を説明し契約を締結します。わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問をしてください。

【重要事項】

1. 事業者

名 称	川俣町地域包括支援センター
所 長	宮口 正稔
所在地	福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端 2 番地 4
連絡先	電話 024-538-2600 FAX 024-538-2601

2. 事業所の概要

名 称	川俣町地域包括支援センター		
管理者	宮口 正稔		
介護保険指定 事業所番号	0702020017（川俣町指定）		
所在地	福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端 2 番地 4		
連絡先	電話 024-538-2600 FAX 024-538-2601		
営業日	月～金、第 2・4・5 土曜日 （日祝祭日、12 月 30 日～1 月 3 日を除く）	営業時間	平日 8：45～17：00 土曜 8：45～12：00
職員体制	主任介護支援専門員（所長）（1 名） 看護師（1 名） 社会福祉士（3 名） 主任介護支援専門員（認知症地域支援推進員）（1 名） 社会福祉主事（生活困窮者自立支援 相談支援員）（1 名）		
担当者氏名			

3. 事業所の運営方針

利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来る様に、利用者の心身の状況やおかれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健・医療・福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

また、利用者の意向及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される総合事業サービス又は指定介護予防サービス等が、特定の種類又は特定の総合事業サービス事業者及び介護予防サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に支援します。

4. 利用料

事業者が提供する介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援に対する利用料金は、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

利用者の保険料滞納等により、法定代理受領ができない場合には、いったん料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を川俣町の窓口に提出すると払い戻しされる場合があります。

事業者が介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援にかかる業務を行うため、川俣町域外の居宅に訪問した場合は、交通費として1kmにつき30円を負担していただきますので、訪問したときにお支払いください。領収書をお渡ししますので、必ず保管してください。

5. 介護予防支援業務に関する相談・苦情について

事業者及び介護予防ケアプランに位置づけたサービス等に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

【地域包括支援センターの窓口】 川俣町地域包括支援センター	所在地 福島県伊達郡川俣町大字鶴沢字川端2番地4 電話番号 024-538-2600 ファックス番号 024-538-2601
【市町村の窓口】 川俣町保健福祉課	所在地 福島県伊達郡川俣町字五百田30 電話番号 024-566-2111

(契約の目的)

第 1 条 事業者は、介護予防に資するよう、利用者が可能な限りその居宅において、その尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防マネジメントケアプラン又は介護予防サービス計画（以下「介護予防ケアプラン」という。）の作成を支援するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）、指定介護予防サービス又は指定地域密着型介護予防サービス（以下「介護予防サービス等」という。）の提供が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（以下「指定事業者」という。）との連絡調整その他の便宜を図ります。また、利用者はこれらの業務の遂行に必要な協力を行うとともに、利用者が費用負担しなければならない所定の利用料、その他の費用を支払うものとしします。

(契約の内容)

第 2 条 業務の内容等は、下記のとおりとします。

- ①介護予防ケアプランの作成
- ②指定事業者との連絡調整
- ③サービス実施状況把握、評価
- ④利用者状況の把握
- ⑤給付管理
- ⑥基本チェックリストの実施、届出・申請に対する援助
- ⑦相談業務

(契約期間)

第 3 条 この契約の契約期間は、令和____年____月____日から総合事業の対象者の有効期間満了の日又は要支援認定の有効期間満了の日までとします。ただし、第 4 条に規定する契約の解除に係る事項に該当した場合を除き、契約期間が満了する 2 日前までに利用者から事業者に対して、契約解除の申し出がない場合は、本契約は自動更新するものとします。

(契約の解約)

第 4 条 利用者は契約期間中にこの契約を解約しようとする場合は、事業者に対して契約終了を希望する日の 7 日前までにその旨を申し出るものとします。ただし、利用者の病状の急変、緊急の入院等やむを得ない事情がある場合はこの限りではありません。

2 次の場合、利用者は事業者に申し出を行うことにより事前申し出の期間なしにこの契約を解約することができるものとします。

- ①事業者が正当な理由なく介護予防ケアプランの提供を行わない場合
- ②事業者が明らかな守秘義務に反した場合
- ③事業者が利用者やその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行なった場合

④その他事業者がこの契約に定める介護予防ケアプランの提供を正常に行ない得ない状況に陥った場合

3 事業者は、休廃止等この契約に基づく介護予防ケアプランの提供が困難になるなどやむを得ない事情がある場合は、利用者に対してこの契約の解約を予定する日から1ヶ月以上の期間において、利用者に解約理由を示した書面を通知することにより、この契約を解約することができるものとします。

ただし、利用者又はその家族などが事業者や従業者に対してこの契約を継続しがたいほどの不信行為を行った場合は、1ヶ月以上の事前申し出の期間なしに、この契約を解約することができるものとします。

4 利用者が次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了します。

- (1)総合事業の対象者でなくなった場合、要支援認定を取り消された場合、又は要介護認定を受けた場合
- (2)利用者が転出又は死亡により川俣町の被保険者としての資格を喪失した場合
- (3)転居により他の指定介護予防支援事業所を利用する事となった場合
- (4)介護予防認知症対応型共同生活介護等を利用することとなった場合
- (5)総合事業の対象者とならないまま、又は要支援認定の更新申請をせずに、要支援認定の有効期間が満了した場合

(担当職員)

第5条 事業者は、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の業務を担当する職員（以下、「担当職員」といいます。）を選任し、その者の氏名を利用者に書面により通知するものとします。

2 事業者は、担当職員を交代させる場合には、交代の理由を明らかにし、交代後の担当職員の氏名を書面により利用者に通知するものとします。

3 事業者は、第1条に規定する契約の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、利用者の同意に基づき、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の一部（以下「業務」という。）を指定居宅介護支援事業者に委託し、業務を支援事業者に所属する介護支援専門員に行わせることができるものとします。

(介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の実施方法)

第6条 事業者が利用者に対して提供する介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援は、下記に基づき実施するものとします。

(1)介護予防ケアプランの作成等の支援について

- ①利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
- ②利用する総合事業、介護予防サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定事業者に関する情報を利用者またはその家族に提供します。

- ③事業者は、利用者に対して総合事業、介護予防サービス等の内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
- ④事業者は、介護予防ケアプランの原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から専門的な見地からの情報を求めます。
- ⑤事業者の介護支援専門員等が本業務を行う際には、常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時には、いつでも身分証を提示します。
- ⑥介護予防の効果を最大限に発揮できるよう、利用者の意欲を高め、利用者による主体的な取り組みを支援します。
- ⑦利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うよう努めます。
- ⑧事業者は、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
- ⑨事業者は、利用者の介護予防ケアプランの原案への同意を確認した後、原案に基づく介護予防ケアプランを作成し、改めて利用者の同意を確認します。
- ⑩利用者は、事業者が作成した介護予防ケアプランの原案に同意しない場合には、事業者に対して介護予防ケアプランの原案の再作成を依頼することができます。

(2)サービス実施状況の把握、評価について

- ①事業者は、介護予防ケアプラン作成後も利用者またはその家族、さらに指定事業者と継続的に連絡を取り、介護予防ケアプランの実施状況の把握に努めるとともに、目標に沿ったサービスが提供されるよう指定事業者等との調整を行います。
- ②事業者は、介護予防ケアプランが効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。また、状態の変化に応じて介護予防ケアプラン変更の支援、要支援認定申請、基本チェックリスト実施の支援等の必要な支援を行います。
- ③事業者は、利用者が要介護状態となった場合には、利用者へ居宅サービス計画を作成する居宅介護支援事業所に関する情報を提供するとともに、利用者が選定した居宅介護支援事業者に対して、利用者の同意を得た上で、利用者に関する情報を提供します。

(3)介護予防ケアプランの変更について

事業者が介護予防ケアプランの変更の必要性を認めた場合、介護予防ケアプランの変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって介護予防ケアプランの変更を、この介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の実施方法の手順に従って実施します。

(4)給付管理について

事業者は、介護予防ケアプラン作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、福島県国民健康保険団体連合会に提出します。

(5)要介護認定等の協力について

- ①事業者は、利用者の要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ②事業者は、利用者が希望する場合は、前項に規定する届け出又は申請の手続きを

利用者に代わって行います。

- 2 利用者またはその家族は、事業者が提供する介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の内容が介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の実施方法に基づき適切に実施されていないと認められる場合には、事業者に対して説明を求め必要に応じて改善を申し出ることができます。

(介護予防サービス等の提供の記録)

第7条 事業者は介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の提供内容に関する記録を行うとともに、これを利用者の契約期間満了の日から5年間保管するものとします。

- 2 利用者は、事業者に保管されるこの記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

(料金)

第8条 この契約書に基づき、事業者が提供する介護予防ケアプランの作成にかかる料金は介護保険法等の規定に基づくものとし、重要事項説明書に明記のとおり、介護保険の法定代理規定により、事業者が介護保険から直接給付を受領する場合は、利用者の自己負担は発生しないものとします。

- 2 前項の規定に関わらず、利用者の保険料滞納などにより介護保険の適用に制限がかかり、事業所が費用を法定代理受領できない場合は、利用者は重要事項説明書に定める額のうち、該当する項目の費用全額を事業所に一旦支払うものとします。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第9条 事業者及び事業者の従業員は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏洩することは禁止されます。この秘密を保持する義務は契約終了後も継続するものとします。

- 2 事業者は利用者から予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いることは禁止されます。また、利用者の家族の個人情報についても予め書面で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いることは禁止されます。
- 3 事業者は利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(磁気媒体情報及び伝送情報を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分する際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

(身分証携行)

第10条 事業者の担当職員は常に身分証を携行し、利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示するものとします。

(利用上の注意義務等)

第11条 利用者は介護予防ケアプラン等業務の実施および安全衛生等の管理上、必要があると認められる場合は、事業者及びその従業者が利用者の居宅内に立ち入り、必要な措

置をとることを認めるものとします。ただし、その場合、事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

- 2 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族と事業者とが、介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の内容について介護保険法令やその他の法令の定めるところに従い、協議の上決定するものとします。

(賠償責任)

第 12 条 事業者は介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産等を傷つけた場合は、その責任の範囲において利用者に対して損害を賠償するものとします。

(相談・苦情対応)

第 13 条 事業者は利用者からの相談・苦情の窓口を設置し、自ら提供した介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援または介護予防ケアプランに位置づけた総合事業、介護予防サービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し迅速かつ適切に対応するものとします。

(公正中立の原則)

第 14 条 事業者は、特定の指定事業所に偏ることのないよう、また特定の種類の偏ることのないように、公正中立に業務を行います。

(契約内容の履行と契約外事項の取扱い)

第 15 条 利用者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議のうえ定めるものとします。

(合意裁判管轄)

第 16 条 この契約について、やむを得ず訴訟となる場合は事業者の所在地を直轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを、利用者及び事業者は予め合意することとします。

(説明の義務)

第 17 条 介護予防ケアプランの作成にあたり利用者は事業者の担当職員に対して複数の指定居宅サービスの紹介を求めることができます。

2 居宅サービス原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について、利用者は事業者の担当職員に対して説明を求めることが出来ます。

3 利用者は、入院時に事業所の担当職員の氏名等を入院先医療機関に提供するものとします。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。

①事業所は利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。

②事業所又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

③虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について事業所職員に周知徹底を図ります。

④事業所は所長を虐待防止責任者に定めます。

（業務継続計画の策定等）

第 19 条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

①事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

②事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画変更を行います。

（衛生管理等）

第 20 条 事業所は、感染症の予防及びまん延防止のため、次の措置を講じます。

①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すると共に、その結果についてセンター職員に周知徹底を図ります。

②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。

③感染症の予防及びまん延の防止のための定期的な研修及び訓練を定期的実施します。

（ハラスメント対策について）

第 21 条 センターは、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

2 センター業務上において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ばされそうになった）行為。

②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為。

③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為。

上記は、当該法人職員、取引先事業者、ご利用者及びその家族等を対象とします。

3 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会

議等により、同事案が発生しないための再発防止策を講じます。

(身体拘束の防止について)

第 22 条 センターは、利用者又は利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行いません。

2 センターは身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業者	事業者名	川俣町地域包括支援センター
	所在地	伊達郡川俣町大字鶴沢字川端 2 番地 4
	説明者氏名	印

以上の契約を証するため本書 2 通を作成し、利用者、事業者およびセンターが記名押印の上、1 通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者	住 所	
	氏 名	印

家族等	住 所	
	氏 名	印
	(続 柄 :	)

事業者	事業者名	川俣町地域包括支援センター
	所在地	伊達郡川俣町大字鶴沢字川端 2 番地 4
	管理者名	宮口 正稔 印

川俣町地域包括支援センター	
所在地	伊達郡川俣町大字鶴沢字川端 2 番地 4
代表者名	宮口 正稔 印

※平成19年	4月1日より一部改訂
※平成21年	4月1日より一部改訂
※平成22年	4月1日より一部改訂
※平成22年	5月1日より一部改訂
※平成23年	4月1日より一部改訂
※平成23年	5月1日より一部改訂
※平成25年	4月1日より一部改訂
※平成26年	4月1日より一部改訂
※平成27年	4月1日より一部改訂
※平成27年	7月1日より一部改訂
※平成28年	3月1日より改訂
※平成29年	9月1日より一部改訂
※平成30年	4月1日より一部改訂
※平成31年	3月1日より一部改訂
※令和元年	5月1日より一部改訂
※令和2年	1月1日より一部改訂
※令和2年	8月1日より一部改訂
※令和2年	9月1日より一部改訂
※令和3年	8月1日より一部改訂
※令和6年	1月1日より一部改訂
※令和6年	3月1日より一部改訂
※令和6年	4月1日より一部改訂
※令和6年	8月1日より一部改訂
※令和6年	9月1日より一部改訂
※令和6年10月	10月1日より一部改訂
※令和7年	4月1日より一部改訂
※令和7年	6月1日より一部改訂